

介護福祉課

地域包括ケア推進課

## 居宅サービス計画書の署名・押印の取扱いについて

平素は大和郡山市介護保険事業の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

居宅サービス計画書に関して、従来どおり基準省令第13条第10号より「居宅サービス計画書の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない」と規定されているところですが、表記の件に関し、本市としては以下の取り扱いとします。

○押印については国も押印廃止の方針であることより必須とするものではない。

○文書による同意を得る場合、署名による同意を得ること（本人が記載困難な場合は代筆も可能）。

居宅サービス計画書に署名欄を設ける、又は別途様式を設けるなど形式は問わないが、利用者又は家族等から求めがあった場合に提示できるものであること。

○令和3年度改定により基準省令第31条第2項により、電磁的記録による対応も認められている。

事業所は事前に利用者又は家族等の承諾を得た上で電磁的方法による同意を得る場合は、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合、メールの本文及び日時等、送受信記録を保存し、支援経過等にも記録をすること。

※介護予防サービス計画書に関しても同様の取り扱いとします。

大和郡山市福祉健康づくり部

介護福祉課 介護給付係

地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

TEL 0743-53-1151（代表）

FAX 0743-53-1049